

生衛ニュース大分

大分県生活衛生
営業指導センター
大分市長坂町
1-12-3
電話097-537-4858

謹賀新年

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。
昨年中は一方ならぬお引き立てにあずかりまことにありがとうございました。
今年も宜しくご支援、ご指導のほどよろしくお願い致します。

平成二十五年元旦

第三者の担保を不要とする融資制度

1	第三者保証人等を不要とする融資制度	ご利用いただける方	(1) 税務申告を2期以上行っていること (2) 原則として、所得税等を完納していること
		ご融資額	4,800万円以内
2	新創業融資制度(無担保・無保証人)	ご利用いただける方	新たに事業を始める方または 事業開始後で税務申告を2期終えていない方
		ご融資額	1,500万円以内
3	生活衛生改善貸付(無担保・無保証人)	ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は、(生活衛生営業指導センター)の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
		ご融資額	1,500万円以内
		ご返済期間	運転資金 5年以内(特に必要な場合7年以内(注)) 設備資金 10年以内
		ご返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内

日本政策金融公庫国民生活事業には、第三者の方の担保や担保等の提供を不要にできる融資制度として上記制度が用意されています。金利が上乗せされず。

1 第三者保証人等を不要とする融資制度
ご利用いただける方の運転資金について、生活衛生セーフティネット貸付をご利用いただく方は、特に必要な場合、7年以内を8年以内とすることが出来ます。

2 新創業融資制度
事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確保できること」が必要ですが、なお、事業に使用される予定のない資金は本要件における自己資金には含みません。

無担保、無保証人での貸付制度であることから、ご利用いただける方に制限があり、貸付利率も通常のものより高くなります。

3 生活衛生改善貸付
東日本大震災に関する被害証明書等を受けた方で、生活衛生同業組合等が策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行う方は、上記融資額とは別枠で1,000万円までご利用いただけます。

借入を検討の方は日本政策金融公庫国民生活事業各支店又は事業資金相談専用ダイヤルに、お問合わせください。

事業資金相談専用ダイヤル
0120・154・505

その概要は、次のとおりです。

今期(2012年7~9月期)の売上、採算、業況の各DIは、▲40・3(前期比0・3ポイント低下)、▲24・9(同 2・2ポイント低下)、▲29・8(同 6・9ポイント低下)となりました。前年同期期に対しては、業況DIは0・6ポイント上昇した一方、売上DIは3・1ポイント、採算DIは5・7ポイント低下しました。

業況DIは11期連続で前年同期を上回りましたが、売上DIは10期ぶり、採算DIは2期連続で前年同期を下回りました。

生活衛生関係営業の景況は、依然として厳しく、持ち直しの動きにかけりがみられます。

「食中毒を起こさないためには、手洗いを入念に行い、ウイルスを手から取り除くことが重要です。手洗いの徹底や食品の取扱いに注意し、食中毒防止に努めよう。」と呼びかけが行われています。

【メモ】
感染症発生動向調査
昭和五十六年より全国で行われている調査事業です。平成十一年四月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」が施行されたことにより、感染症発生動向調査は感染症対策の一つとして位置づけられました。感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止することを目的として行われています。

平成二十四年十一月二十一日、「平成二十四年度ノロウイルス食中毒注意報」が発令されました。

県では、冬季に多発するノロウイルス食中毒を未然に防止するため、平成二十四年度から新たに発令基準を設け、ノロウイルス食中毒注意報を発令することとなりました。

発令基準によると、発令対象期間が十月一日から三月三十一日まで、注意報継続期間が発令日から三月三十一日までとなっており、発令条件は「D」かつ「E」とされ、「D」については「感染性胃腸炎の定点数における報告数が二週間連続して前週と比較して1・2倍以上増加」、「E」については「感染性胃腸炎の定点数における報告数が21・36人となり、感染性胃腸炎の流行警報基準値である20・00を超えました。県内で感染性胃腸炎の大きな流行が発生していることが考えられるとして、県では、県民に、手洗いの励行など注意を呼びかけています。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、ウイルスがついた食品を喫食する以外にも手指を介して感染します。このため、排便後や調理及び食事の前には手洗いを励行し予防に努めることが大切で、その予防のポイントをご紹介します。

以下は、大分県ホームページ「安心・安全のページ」の「ノロウイルス等による感染性胃腸炎に注意」の「予防」からの転載です。

□手洗い
トイレの後、調理をする際、食事の前は必ずよく手を洗いましょう。
また、集団施設などでのタオルの共用は極力避けましょう。

□食材の加熱
カキなどの2枚貝を食べる時は85℃以上で1分間以上中心部までよく加熱しましょう。

□調理器具類(まな板、包丁、ボール、ふきん等)の洗浄、消毒
次亜塩素酸ナトリウム(ハイター等)を200ppm溶液に5分間漬け込むか、同溶液をふきん等に浸して拭き、5分以上経過してから水道水で完全に洗い落とします。
または85℃以上で1分以上の加熱をします。

□汚物の処理
床上のおう吐物や便などは乾燥によるウイルスの浮遊を防ぐことが重要です。ペーパータオルで覆い、消毒液(1000ppm)をかけて10分以上放置した後、新品のビニール袋を反転し手の中に入れて包み込んで取ります。その後、床も消毒液で拭きましう。マスク、ゴム手袋を着用して行いましょう。
手洗い、うがいを励行し、日常的に清潔を保つことが重要です。特に、排便後や調理前は流水でしっかりと手を洗いましょう。

ここでは、ノロウイルスの消毒については、次亜塩素酸ナトリウム(ハイターなど)が用いられています。これは、アルコールなどではノロウイルスの不活化は難しいからです。

次ページで、家庭でできる次亜塩素酸消毒液の作り方を紹介します。

2012年7~9月期
景気動向調査

家庭でできる次亜塩素酸消毒液のつくり方

ノロウイルスに対する次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、濃度が0.02%〜0.1%くらいのもので使います。家庭用漂白剤を薄めてつくることができます。

つくるもの	原液濃度	希釈倍率	方法	使用する場所
0.1% 次亜塩素酸 ナトリウム	1%	10倍	原液10mL+水100mL	嘔吐物や便が直接付いた衣類など
	5%	50倍	原液10mL+水500mL	
	6%	60倍	原液10mL+水600mL	
0.02% 次亜塩素酸 ナトリウム	1%	50倍	原液10mL+水500mL	調理器具、床、トイレのドアノブ、便座など
	5%	250倍	原液10mL+水2.5L	
	6%	300倍	原液10mL+水3L	

つくるるとき、酸性洗剤(トイレ洗剤)と混ぜると危険です。注意してください。

クリーニング所の届出に係る留意事項について

平成二十四年十一月五日、厚生労働省からクリーニング所の届出に関する課長通知が都道府県衛生主管部局長あてに発出されました。

これは、建築基準法違反区域内の営業施設においても、営業者が病気や高齢のために親族等の後継者への地位の継承のための届出については、事業に切れ目が生じないように、クリーニング業法第5条の3の規定に基づき地位の継承が行われる場合に準じて、同法に基づく手続きを行うよう求めるものです。

同通知を発出した経緯について、厚生労働省は次のように説明をしています。

「クリーニング業における建築基準法住居用途規制違反の問題については、都道府県建築主管部局との連携をお願いしてきた。しかしながら、昨今違反区域内におけるクリーニング事業者が子息等へ経営者の地位を継承するためクリーニング業法第5条の規定に基づき、保健所において届出をしたところ、建築違反関係の問題を解決しない限り営業許可を下さないといった対応が見られ、一部の地域においては、止む無く廃業している。」と述べている。

まつ毛エクステの安全性の確保について

標記の件について、平成二十四年十一月二十八日付けで、厚生労働省健康局生活衛生課長から都道府県衛生部局長に対し通知文書が発出されました。

これによると、昨年十一月から生活衛生関係営業等衛生問題検討会において、まつ毛エクステションの施術に係る論点の整理「がとりまとめられたことを踏まえ、都道府県等に対し以下の指導を行うよう求める内容となっております。

1 まつ毛エクステションの施術については、美容師免許が必要であることはこれまで通知で明示してきたところで、その点に変わりはないが、一般的な論点整理の指摘を踏まえ、美容師養成課程(通信教育を含む)に加わっている者については、美容師免許の円滑な取得を促すとともに、衛生措置が不十分な店舗については重点的な指導監督をお願いする。

2 消費者から寄せられた被害等の把握をお願いしているが、健康被害等の情報収集に努めるとともに、施術による健康被害のリスク等について消費

者行政対応部局と連携し消費者等に対してわかりやすく周知徹底を図るようお願いする。その際、眼等に異常を生じた場合には、直ちに医師による受診を勧奨するよう、消費者及び営業者等に対して注意喚起をお願いする。

今冬の節電協力について

平成二十四年十一月十九日、大分県緊急節電対策推進本部長(大分県副知事)より、県民に向け、「今冬の節電対策について」の呼びかけがありました。取組方針として「生活・健康や経済活動等に支障のない範囲で、昨年冬の取組に相当する節電に取り組む。」こと、期間「平成二十四年二月三日(月)〜平成二十四年三月二十九日(金)」の平日(年末年始十二月三日〜一月四日は除く)、時間「八時〜二十時」が示されており、家庭や事業所における具体的な節電に関する取組方法は、国の「冬季の節電メニュー(家庭の皆様、事業者の皆様)」を参考にするとともに、このことです。「冬季の節電メニュー(事業者の皆様)」には、生衛関係では、ホテル・旅館と飲食店について次の節電メニュー例が示されています。

ホテル・旅館では、電力消費のうち、空調が約26%、照明が約32%を占め、これらを合わせると約58%を占めるため、これらの分野の節電対策が効果的としている。

③つの基本アクション

照明・客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。(14%)

空調・使用していないエリア(会議室、宴会場等)は空調を停止する。(1%)
ロビー、廊下、事務室等の室内温度を19℃とする。(2%)

飲食店では、電力消費のうち、空調が約14%、照明が約25%、厨房機器等(給湯・冷蔵庫・ショーケース等)で約47%を占め、これらを合わせると約86%を占めるため、これらの分野の節電対策が特に効果的としている。

③つの基本アクション

照明・使用していないエリア(事務室等)や不要な場所(看板、外部照明等)の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。(10%)

空調・店舗の室内温度を19℃とする。(2%)

厨房・冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。(1%未満)

※(内数値)建物全体に対する節電効果

「特別企画」経営分析の方法

(1) 収益性の分析

販売活動によって得られた売上高から商品仕入、材料購入等の売上原価を差し引いた額が粗利益であり、この粗利益から売上原価以外の営業上の費用を差し引いた残りの額が営業利益である。また、通常の営業活動と関係のない営業外の損益(預金の受取利息、有価証券の売却益、借入金を支払い利息)などを営業利益から差し引いたものが経常利益である。経常利益から臨時的・非経常的な損益(固定資産の売却益、保険の解約損など)や必要経費とならない所得税などを差し引いたものが純利益である。

ア 各種利益状況の検討

①粗利益率、②営業利益率、③経常利益率、④純利益率
これらの利益率は、

$$\frac{\text{粗利益等それぞれの利益率} \times \text{売上高}}{\text{粗利益等それぞれの利益率} \times \text{売上高}} \times 100 (\%)$$

で計算される。

粗利益率などそれぞれの利益率を、スタンダードと比較して、評価することとなる。

イ 営業費の検討

営業費は、通常、販売一般管理費という。販売一般管理費は、固定経費と変動経費に分けられる。営業外費用は含まない。販売一般管理費のうち、給料賃金、家賃、減価償却費などの固定経費は、経営判断において重要な費目である。

①営業費、②家賃、③、減価償却費、④金利
これらの比率は、

$$\frac{\text{営業費等それぞれの費用比率} \times \text{営業費等それぞれの費用} \div \text{売上高}}{\text{営業費等それぞれの費用比率} \times \text{営業費等それぞれの費用} \div \text{売上高}} \times 100 (\%)$$

営業費率などそれぞれの利益率を、スタンダードと比較して、評価することとなる。

今回は、「安定性の分析」を掲載する予定です。